

消防本部におけるハラスメント等への対応策に関する
ワーキンググループ（WG）開催要綱

（趣旨）

第1条 消防本部における職員のセクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント等のハラスメント事案等（以下「ハラスメント等」という。）の実態を調査し、各消防本部において講じる対策のあり方について検討する。

（調査及び検討項目）

第2条 WGでは、次に掲げる項目について調査し、検討する。

- (1) 消防本部におけるハラスメント等の実態及び対応策の実施状況に関すること
- (2) ハラスメント等の発生防止対策に関すること
- (3) その他、消防本部におけるハラスメント等を撲滅するために検討すべき事項

（構成及び運営）

第3条 WGの構成及び運営については次のとおりとする。

- (1) WGは、座長及び委員をもって構成する。
- (2) 消防庁長官は、座長及び委員を委嘱する。また、消防庁長官は、オブザーバーのWGへの参加を認めることができる。
- (3) 座長は、WGを代表し、会務を総括する。
- (4) 座長に事故のある場合は、座長が指名した委員がその職務を代理する。
- (5) 座長は、必要に応じて委員以外の学識経験者等をWGに参加させ、意見を聴取することができる。

（任期）

第4条 座長及び委員の任期は、委嘱の日から平成29年9月30日までとする。

（事務局）

第5条 WGに係る事務局は、消防・救急課に置く。

（雑則）

第6条 この要綱に定めるもののほか、WGの運営に関し必要な事項は座長が定める。

附 則

この要綱は、平成29年2月6日から施行する。